

(バイクの交通安全教育について)

問1 続いて、高校生の原付等に関する免許取得ルールや交通安全教育について伺う。

現在、府立高校においては、校長が各校の生徒の実情を踏まえながら、原付等の免許の扱いを校則等で定めていると聞いている。そのため、学校によってルールは異なり、条件付きで認めている学校もあれば、生徒や保護者の判断に委ねている学校もあるかと思う。

この件に関し、我が会派の松浪ケンタ議員が昨年9月議会の一般質問で、府立高校全日制において、現状について伺ったところ、「校則等で原付等の免許の取得を禁止している学校は35校」との答弁をいただき、併せて「校則については時代に合わせて見直していくよう各学校に対して指導してまいる」とのことであった。

- 校則については、例年、各学校の実情に応じて適切に見直すよう指示を行っているところ。
- お尋ねの免許取得について、今年度、改めて調査を行ったところ、全日制高校において、校則や入学時の指導等で原付等の免許取得を禁止している学校は27校であった。
- 一方で、禁止している27校においては、全面禁止ではなく、生徒の個別の状況等を届け出ることにより弾力的に運用しているとのことであった。
- 原付等の免許取得を含め校則については、生徒の実情や保護者の考え方、法令の規定、地域の状況等を踏まえ、点検・見直しを行うよう引き続き指導してまいる。

(バイクの交通安全教育について)

問2 現在の状況については理解した。禁止している27校についても弾力的に運用しているとのことだが、法律上、許されているにもかかわらず、生徒・保護者から禁止していると受け取られるような校則等があるのは、いかがなものかと思う。このような校則が残っている背景としては、従前提唱されてきた「免許を取らない」「単車に乗らない」「単車を買わない」という、いわゆる「三ない運動」があるのではないか。

「三ない運動」については、昭和50年代に全国的に高校生の原付等の事故が急増し、暴走等の非行も増大したことから、昭和57年に全国高等学校PTA連合会が「三ない運動」推進を決議した。これは原付等による交通事故から高校生の命を守ることと、暴走族への参加など非行を防ぐ狙いがあったためであると認識。

近年、全国的に高校生のバイク事故による死傷者数が減少したことを踏まえ、平成29年8月、全国高等学校PTA連合会は「三ない運動」を統一的に実施することを廃止したと聞く。そこで、府教育庁ではこの間、「三ない運動」にどのように関わってきたのか伺う。

- 議員ご指摘のとおり、高校生の命を守ることや非行を防ぐ狙いから、全国高等学校PTA連合会を主体として「三ない運動」が展開され、大阪府としても、府立高等学校PTA協議会と連携し、この運動を推進してきたところ。
- 一方、全国高等学校PTA連合会の決定や社会の情勢を踏まえ、府教育庁としては、令和元年度より府立高校に対する「三ない運動」の働きかけは行っていない。

(バイクの交通安全教育について)

問3 高校生の原付等に関する免許取得のルールや校則等の現状、「三ない運動」の関わりについては理解しました。一方で、大阪府においては、高校生の原付等乗車中の死傷者数が他府県に比べて多い現状があるため、原付等に関する交通安全教育が重要ではないかと感じています。

そこで、府立高校において、生徒に対して、原付等に関する交通安全教育をどのように行っているのか、教育長に伺います。

- 府立高校においては、それぞれが立地する学校の実情等を踏まえた交通安全教室を、年に1回以上、実施することとしている。
- その中で、全体の28.5%にあたる49校の府立高校で、警察や自動車教習所と連携するなどして、原付等に係る内容を含む安全指導を行っている。
- 今後は、警察と連携し、原付等に係る事故の現状や対策も含めた交通安全研修を行い、その成果を各校の交通安全教室に反映するよう努めてまいります。